

秋田市電子入札システム運用基準
(物品およびその他の製造の請負)

1 趣旨

この運用基準は、秋田市が発注する物品およびその他の製造の請負において、秋田市財務規則第112条の2に規定する電子入札の方法について必要な事項を定めるものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、従来どおりの規程によるものとします。

2 用語定義

この運用基準において用いる用語の定義は次のとおりです。

(1) 電子入札システム

秋田市の入札事務を処理する情報処理システムをいいます。

(2) 電子入札

電子入札システムにおいて、電磁的記録の送受信により行う入札（見積）等をいいます。

(3) 紙入札

紙に記載した入札（見積）書を使用して行う入札（見積）等をいいます。

(4) 電子くじ

入札（見積）参加者が任意に入力した数値を基に、あらかじめ電子入札システムに設定された演算式により、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者等を決定する仕組みをいいます。

(5) 入札情報サービス

秋田市がインターネット上に提供する入札に関する情報サービスをいいます。

(6) ヘルプデスク

電子入札システムについて、利用方法や操作方法などの問い合わせに対応するために設置する窓口をいいます。

(7) 業者番号

秋田市の物品業者登録名簿に登録されている者（以下「秋田市の登録業者」という。）に対し、秋田市が付番した番号をいいます。

(8) 案件

電子入札の対象となる入札（見積）案件をいいます。

(9) 市の休日

秋田市の休日を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日をいいます。

3 電子入札システムのユーザー I D およびパスワードについて

電子入札システムへの参加や入札に関する情報を取得する場合には、業者番号とは別に、ユーザー I D およびパスワード（以下「ユーザー I D 等」という。）が必要になります。

ユーザー I D 等は、秋田市の物品業者登録名簿に登載された後に秋田市から通知します。

なお、紛失した場合は、秋田市電子入札システム I D パスワード（ログイン情報）再発行申請書の提出によって再交付するものとします。

4 運用時間

電子入札システム、入札情報サービスおよびヘルプデスクの運用時間は、次の時間帯とします。なお、(1)および(3)については、市の休日を除きます。ただし、時間内であっても、それぞれの保守や点検等により停止することがあります。

- (1) 電子入札システム 8:30～20:00
- (2) 入札情報サービス 24時間
- (3) ヘルプデスク 9:00～17:30（12:00～13:00を除く。）

5 電子入札システムを利用できる者

電子入札システムを利用できる者は、秋田市の登録業者で、かつ電子入札システム利用者登録が完了した者とします。

6 利用者登録

- (1) 電子入札システムを利用しようとする者は、業者番号およびユーザー I D 等を用いて電子入札システムへ利用者登録を行わなければなりません。
- (2) 電子入札システムの利用者は、利用者登録の内容に変更が生じたときは、物品入札参加資格審査申請書変更届を契約課に提出し、併せて、電子入札システムを用いて利用者登録の変更を速やかに行わなければなりません。

7 ユーザー I D 等の取扱い

- (1) 入札参加者がユーザー I D 等を不正に使用した場合は、当該入札参加者の行った電子入札は、無効とします。
- (2) 秋田市は、入札参加者がユーザー I D 等を不正に使用したことが落札後に判明した場合は、契約締結をしないことができ、契約締結後に判明した場合は、契約を解除することができるものとします。

- (3) 入札参加者は、ユーザー I D等を不正に使用されないことがないよう、適正な保管に努めてください。

8 入札案件のお知らせ

(1) 案件について

全ての入札案件は、入札情報サービスでお知らせします。電子入札又は紙入札による案件かどうかを、入札情報サービスの中に表示します。電子入札の対象となる案件は、秋田市が入札方法を電子入札とすることを決定したものとします。

(2) 登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があり、入札手続を継続できない場合は、その案件を中止し、再度、案件のお知らせ等を行います。

なお、軽微な変更の場合は、入札情報サービス又は秋田市ホームページ等により変更があった旨をお知らせします。

9 入札書等の提出

電子入札に参加しようとする者は、参加に必要な書類を、それぞれ所定の提出期限までに提出しなければなりません。なお、締切時刻は、電子入札システムで使用している時刻によるものとします。

- (1) 入札（見積）書については、お知らせした入札書提出期限までに提出しなければなりません。併せて内訳書等の提出を求められている場合も同様とします。

- (2) 案件のうち、公募型指名競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を参加申込期限までに提出しなければなりません。

10 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフトおよび保存するファイルの形式は、次に掲げるものとします。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないものとします。

(1) アプリケーションソフトおよびファイル形式

ア Microsoft Word (.docx、.docm)

イ Microsoft Excel(.xlsx、.xlsm)

ウ PDF(Acrobat5.0以降)(.pdf)

(2) 圧縮方法の指定

圧縮ファイルを利用する場合における圧縮形式は、ZIP形式に限るものとします。なお、パスワード付きの形式は、使用しないでください。

(3) 持参による提出基準

添付書類の容量が5MBを超える場合には、原則として紙又はCD等の電子媒体の持参により提出するものとします。

(4) 添付書類の無害化

入札参加者から提出された添付書類に対し無害化処理を行い、マクロ等を除去します。マクロ等を除去することで、正しく表示されない可能性のある添付書類やパスワード付のZIPファイルを添付した場合は、当該入札参加者のした入札を無効とすることができるものとします。なお、関数による計算式は利用可能です。

11 ウイルス対策について

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないよう、ウイルス対策用のアプリケーションを導入するなどの対策をしなければなりません。

なお、ウイルス対策用のアプリケーションは、常に最新のパターンファイルを適用し、ウイルス感染チェックを行ってください。

入札参加者から提出された電子ファイルにウイルス感染が判明した場合は、次の各号のとおり対策を講じるものとします。

- (1) 秋田市は、直ちに電子入札システムの閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議します。
- (2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行われたと判断される場合に限り認めます。

12 連絡事項

- (1) 電子入札の手續に関する情報提供を行う必要があるときは、入札情報サービス又は秋田市ホームページ等で提供するものとします。
- (2) 入札参加希望者又は入札参加者が前号の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議は一切認めないものとします。

13 システム障害時の対応

電子入札システムに生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用することができないときは、入開札の延期、紙入札への移行等、必要な処置を講じます。その場合は、秋田市ホームページ等で入札参加者に連絡します。

14 電子入札案件において紙入札を認める場合

電子入札案件において、例外的に紙入札により参加ができる場合は、次に掲げる場合とします。なお、紙により入札参加をしようとする者は、あらかじめ紙入札参加承諾願を書面で契約課に持参し、承諾を得なければなりません。

- (1) 入札参加者側のシステム障害等により、電子入札の続行が不可能と認められる場合
- (2) 前号の場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があると認められ、かつ入札手続に支障がない場合

15 紙入札の取扱い

電子入札案件において、紙入札により参加する場合、紙入札参加承諾書により次の各号の条件を付すこととします。また、紙入札参加承諾願を提出した後の、当該案件の電子入札への変更は認められません。なお、紙入札参加承諾願が提出されるまでの間に、すでに電子入札システムにより受信した入札参加申込書等がある場合には、それらは有効なものとして扱います。

- (1) 入札書等を、指定した日時および場所へ持参すること。
- (2) 入札書の下部の余白に、電子くじで使用する任意の3桁の数字を記載すること。
- (3) 入札書の入札金額および電子くじで使用する番号については、契約課職員が入札者に代わって電子入札システムに入力すること。

16 入札書の書換え又は引換え

電子入札システムにより一旦提出された入札書の書換え又は引換えは認められません。また、紙入札により電子入札案件に参加した場合も同様です。

17 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出期限前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができます。また、公募型指名競争入札において、入札書提出期限までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

18 開札について

(1) 開札日等の設定

公募型指名競争入札案件について、入札書の提出を電子入札システムで行う場合の開札日は、原則として入札書提出期限の翌日とします。ただし、入

札書提出期限が市の休日の前日の場合は、市の休日の翌日とします。

なお、随意契約案件については、入札書又は見積書の提出期限と同日を開札日とします。

(2) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時に行います。紙入札を行った者がいる場合は、入札執行者の入札執行の宣言後、当該紙入札をおこなった者の入札書の記載金額およびくじ番号を電子入札システムに登録してから開札を行います。なお、くじ番号を記載していない場合は、くじ番号を「111」とします。

(3) 再度の入札について

公募型指名競争入札の再開札日は、別に設定するものとし、再入札書の提出期限は、原則として再開札日の前日とします。

また、随意契約案件の再入札書又は再見積書の提出期限および再開札日は、当初の開札日の翌日とします。ただし、再入札書又は再見積書の提出期限および再開札日が市の休日の場合は市の休日の翌日とします。

(4) くじの実施

落札となるべき同価格の入札をした者が2社以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、原則として、電子くじを実施します。入札参加者は、電子くじによる落札者等の決定方法に同意の上、入札しているものとし、電子くじの結果に異議を申し立てることはできないものとし、

なお、電子くじによって落札者等を決定する際に入力する3桁のくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとし、

(5) 開札の延期

談合情報等で開札を延期する場合は、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等により、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

(6) 開札の中止

談合情報等により開札を中止する場合は、入札書を開封せずに、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等で開札を中止する旨を通知します。

(7) 時刻について

電子入札システムで使用している時刻によるものとし、

(8) 入札書提出後の辞退

一度提出した入札書の撤回又は訂正等はできません。

ただし、電子入札システムで入札書を提出した後、その開札日時までの間に入札参加者が入札辞退届を書面で提出し、辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとし、

なお、当該業者の入札書の辞退処理は、発注者の権限で行います。

ただし、開札処理後の辞退は、理由の如何にかかわらず一切認められません。

(9) 落札の通知

落札者を決定したときは、電子入札システムで全ての入札参加者に対して落札者決定通知書により通知します。

19 電子入札案件に参加できる者

当該案件の公開時点で物品業者登録名簿に登録されており、案件ごとに定められた要件を満たしている者が参加できるものとします。

20 開札結果の公表

開札後、入札情報サービスにおいて、「物品購入等に係る情報の公表に関する要領」の定めにより、入札参加者の入札金額、落札者および落札金額等を公表します。

21 入札参加者および入札に参加しようとする者の責任

電子入札において、入札書等は送信データが電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとします。入札参加者が電子入札システム利用者の場合、入札参加申込書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等してください。

なお、提出後「受付票」又は「送信完了画面」が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも「受付票」又は「送信完了画面」が表示されないときは、契約課に連絡してください。

22 ヘルプデスク

操作方法など電子入札システムに関する問い合わせは、システム開発および保守業務の受託者で運営しているヘルプデスクにおいて受付・回答を行います。ただし、入札制度や電子入札に関する問い合わせは、契約課を窓口とします。

附 則

- 1 この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 秋田市電子入札システム運用基準（物品およびその他の製造の請負）（平成17年4月1日施行）は廃止する。